

スチュワードシップ活動の概況と自己評価の結果について
(2025年1月～2025年12月)

当社は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の趣旨に賛同し、これを受入れることを表明しています。
2025年1月～2025年12月におけるスチュワードシップ活動の概況と自己評価を実施しましたので、その結果を公表します。

スチュワードシップ活動の概況と自己評価（2025年1月～2025年12月）

原則	日本版スチュワードシップ・コード	活動状況及び自己評価
原則1	機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。	<p>【実施状況】</p> <p>①当社は「責任ある機関投資家」としての取組みについて」を取締役会の決議を経て策定し、当社のホームページで公表しています。</p> <p>【自己評価】</p> <p>①当社方針「責任ある機関投資家としての取組みについて」は以下の当社ホームページ URL に開示しています。 <u>https://www.ichiyoshiam.jp/policy/stewardship</u></p>

原則2	<p>機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。</p>	<p>【実施状況】</p> <p>①当社は、「利益相反管理方針」を定め、その概要を当社のホームページに公表しています。当該管理方針に基づき、主たる利益相反取引事例について適切に管理し、お客様・受益者の最善の利益を図っています。</p> <p>②当社は、お客様・受益者の利益を最優先に業務を遂行しています。当社が所属するいちよし証券グループとお客様・受益者との利益相反の発生を回避するため、グループ会社が発行する有価証券には投資していません。</p> <p>③お客様と他のお客様の利益相反発生のリスクを軽減するため、投資一任運用ファンド等の運用においては、当該ファンドの主なスポンサー企業の株式等には投資していません。</p> <p>④ファンド間の利益相反管理として、内部管理部門によるデイリーのモニタリングを実施し、不公正な売買等に繋がらないよう努めています。</p> <p>⑤議決権の行使については、「議決権等行使に関する基本方針」に基づき、所定の判断基準（助言機関からの情報を含め）に従った中立・公平な行使を徹底します。また、グループ会社の顧客企業の議決権等行使を、グループ会社からの依頼等により判断基準に反して行うことなどは、社内規程で明確に禁止しています。</p> <p>⑥当社は、お客様・受益者の利益の確保や利益相反取引の管理のために、議決権行使の原案作成は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部が担当し、利益相反取引の協議機関としてリスク管理委員会を設置しています。 また議決権行使等の結果については取締役会に報告し、ガバナンス体制強化を図っ</p>
-----	---	---

		<p>ています。</p> <p>⑦当社は、コーポレート・ガバナンス体制を強化するため、独立社外取締役を選任しています。</p> <p>【自己評価】(上記①～⑦)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社の利益相反管理方針及び「議決権等行使に関する基本方針」は、以下の当社ホームページ URL に開示しています。 「利益相反管理方針」 https://www.ichiyoshiam.jp/policy/conflict 「議決権等行使に関する基本方針」 https://www.ichiyoshiam.jp/policy/voting 利益相反管理部署であるコンプライアンス・リスク管理部は、利益相反のおそれのある取引、議決権行使について適切に検証しています。 コンプライアンス・リスク管理部は、利益相反取引の協議機関であるリスク管理委員会を主宰し、適切なモニタリングを実施しています。
原則3	機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。	<p>【実施状況】</p> <p>①当社の運用担当者（ファンドマネージャー、調査担当者）は、中長期に投資する価値があると認められる企業を見出すため、徹底したボトムアップ・リサーチにより投資ユニバース銘柄を選定しています。</p> <p>②ボトムアップ・リサーチの一環として、運用戦略に応じたサステナビリティの考慮</p>

		<p>に基づく企業との建設的な対話（エンゲージメント）を積極的に行うことで、企業戦略、業績、資本構造、環境・社会・企業統治（ESG）、事業におけるリスク・収益機会及びそうしたリスク・収益機会への対応等、非財務面をも含む様々な事項に着目したリサーチ活動を行い、課題の把握に努めました。また、対面によるリサーチだけでなく、リモートによるリサーチ活動を積極的に活用し、企業との対話の頻度を向上させています。</p> <p>【自己評価】（上記①～②）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資先企業に関する建設的な対話に基づく活動は的確に行えました。引き続き投資先企業に対して、客観的で的確な把握ができるよう取組んでまいります。 ・リモートワークを活用し、企業との積極的な取材を行うことで効率的なリサーチ活動を推進しています。 ・4月 当社のリサーチ活動の成果として、当社運用「いちよし・インベスコ世界中小型成長株ファンド（愛称：なないろ）」が、株式会社格付投資情報センター（R&I）の「R&I ファンド大賞 2025」の投資信託部門 外国株式中小型カテゴリーにおいて優秀ファンド賞を受賞しました。
原則4	機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。	<p>【実施状況】</p> <p>①運用担当者（ファンドマネージャー、調査担当者）は不斷の研鑽に努め、投資先企業の企業価値向上、持続的成長に繋がるよう、投資先企業の経営課題について対話をを行い、投資先企業と「認識の共有」を図っています。</p> <p>②建設的な対話をを行うために投資先企業から求めがあった場合には、対話の実績のある投資先企業に対し、当該企業の株式保有状況を回答します。</p>

	<p>③サステナビリティを巡る課題に関する対話に当たっては、運用戦略と整合的で、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結びつく対話を重要な位置づけであると考えています。</p> <p>④投資先企業との間で対話をを行うに当たっては、単独での対話を基本としますが、他の機関投資家と協働して行う対話(協働エンゲージメント)も重要な選択肢と考えています。このような考え方の下、当社は効果的に対話が進捗すると考えられる場合に協働エンゲージメント団体等への参加を通じて対話をすすめています。</p> <p>【自己評価】</p> <p>①・③2025年1月～12月において延べ477社と対話の機会を持ち、投資先企業の企業価値向上、持続的成長に繋がるよう、投資先企業の経営課題について投資先企業と「認識の共有」を図りました。</p> <p>また投資先企業のESGへの具体的な取組みに関して、運用戦略と整合的で、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結びつけられるような対話を推進しました。</p> <p>【企業との対話の具体例】</p> <p>(i) 水産専門商社A社とサステナビリティの事業統合について議論しました。同社は、国内では認証製品への消費者ニーズが低く、価格への転嫁が困難であるとの認識でした。これに対し、サステナビリティの取り組みが業績成長や企業価値拡大に直結しなければ意義が薄いと指摘。現状の需要不足を追認するのではなく、認証の価値を市場に浸透させる施策や、高付加価値化による収益化の道</p>
--	---

	<p>筋を能動的に描くべきと提言しました。会社側とは、単なる対応に留まらない、事業成長に資する戦略的な ESG 推進の必要性について認識を共有しました。</p> <p>(ii) サステナビリティ開示の検討を開始した機械メーカーB 社と、開示の方向性について議論しました。市場の関心は形式的な数値目標から「人的資本」へ移行している現状を踏まえ、成長の鍵となる人材確保への投資姿勢を示すよう助言しました。また「E」や「G」についても、表面的なアピールや数合わせではなく、排ガス浄化等の本業を通じた貢献や取締役の実質的な資質を訴求すべきと提言しました。表面的な開示量よりも本業の経済的価値を追求する姿勢こそが ESG 評価に繋がると伝え、会社側の理解を得ました。</p> <p>(iii) 精密機器メーカーC 社と、統合報告書の開示充実について議論を行いました。同社報告書のテキスト分析に基づき、「企業価値」がビジョン等の定性的概念と強く結びつく一方、ROE や KPI 等の定量的指標との連携が希薄である点を指摘しました。投資家への訴求力を高めるため、ビジョン達成に向けた具体的なアクションや数値目標が、いかに企業価値向上に寄与するかというロジックを明確に示すよう提言しました。会社側は、理念と具体策の接続が課題であると認め、次回の報告書作成において改善を図る旨の回答をいただきました。</p> <p>(iv) 飲食チェーン D 社と、ガバナンスおよび役員報酬について議論を行いました。取締役会の実効性評価に関し、単なる結果の羅列ではなく、過去の課題に対する改善進捗を経年で示すよう求めました。また、役員報酬の KPI に設定された CO2 排出削減量について、形式的な導入に留まっている懸念を伝えました。実効性の低い指標を無理に組み込むのではなく、より納得感のある指標への変更や、サクセッションプラン等の物語性を持ったガバナンス強化策として説明</p>
--	---

		<p>する方が、市場の評価に繋がる旨をお伝えしました。</p> <p>(v) 精密機器メーカーE社と、資本コストの設定について議論を行いました。同社は株主資本コストを7%と認識していますが、伊藤レポートが推奨するROE8%の基準や、中小型株特有の流動性リスクを勘案すれば、これを下回る設定には違和感がある旨を指摘しました。その上で、対話の質を高めるため数値根拠の開示を求めました。併せて、過半数を占める社外取締役の具体的な貢献内容の開示も提案し、会社側からは次期開示に向けて前向きに検討するとの回答をいただきました。</p> <p>②11月スチュワードシップ・コード第三次改訂の受入れ表明を行いました。受入れ表明後に対話の実績のある投資先企業から当該企業の株式保有状況の照会は0件でした。</p> <p>④引き続き効果的に対話が進捗すると考えられる場合に協働エンゲージメント団体等への参加を通じて対話をすすめてまいります。</p>
原則5	機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。	<p>【実施状況】</p> <p>①議決権の行使は、投資先企業のコーポレート・ガバナンス強化への重要な手段の一つであり、同時に中長期的観点からお客様・受益者の利益に寄与するとの考え方のもと、「議決権等行使に関する基本方針」を設け、中立・公平な議決権行使を徹底するよう努めています。</p> <p>②当社は、議決権行使が可能な株式すべてについて、議決権行使を行っています。「議決権等行使に関する基本方針」は、投資先企業の持続的な成長に資すると判断される場合には適宜見直しを図り、議決権行使結果とともにホームページに公表して</p>

		<p>います。</p> <p>③また当社は、議決権行使結果に関して個別の投資先企業及び議案ごとに公表しています。</p> <p>【自己評価】 (上記①～③)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「議決権等行使に関する基本方針」を以下の当社ホームページ URL に開示しています。 https://www.ichiyoshiam.jp/policy/voting ・議決権行使に関して適切な対応を行い、行使結果について主な判断理由も含め適切に開示したと考えます（反対票議案 496 件についてすべて判断理由を開示しました）。 ・議決権行使結果は以下の当社ホームページ URL に開示しています。 https://www.ichiyoshiam.jp/policy/voting
原則 6	機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。	<p>【実施状況】</p> <p>①当社は、スチュワードシップ活動の概況を、ホームページに公表しています。</p> <p>②議決権行使結果は、議案の種類毎の集計結果、議案毎の賛否及び説明を要する判断を行った議案等について主な判断理由を四半期毎にホームページに開示しています。</p> <p>【自己評価】</p> <p>①スチュワードシップ活動の概況は以下の当社ホームページ URL に開示していま</p>

		<p>す。</p> <p>https://www.ichiyoshiam.jp/policy/stewardship</p> <p>②議決権行使結果は以下の当社ホームページ URL に開示しています。</p> <p>https://www.ichiyoshiam.jp/policy/voting</p>
原則 7	機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。	<p>【実施状況】</p> <p>①当社は、スチュワードシップ責任を果たすための十分な対話や判断を適切に行うことができるよう体制整備を進めています。</p> <p>②運用担当者（ファンドマネージャー、調査担当者）は、このようなプロセスの重要性を常に意識し継続して実践しています。こうした活動を通じて、運用担当者（ファンドマネージャー、調査担当者）は、投資先企業との深い相互理解と、対話や判断を適切に行うための実力を常に向上させるべく研鑽を図っています。また ESG に関する調査機能強化を図るため、ESG アナリストを 3 名配置しています。</p> <p>③当社は、これらの持続的なガバナンス体制・利益相反管理、スチュワードシップ活動等の改善に向けて、本コードの各原則（指針を含む）の実施状況に関し、定期的に自己評価を行い、その結果を投資先企業との対話を含むスチュワードシップ活動の結果と合わせて公表しています。</p> <p>④当社の経営陣は、ガバナンス強化・利益相反管理に関して、それぞれ重要な役割・責務を担っていることを認識し、また自己評価等の結果を踏まえ、スチュワードシップ活動がより適切なものとするための組織構築、人材育成を推進しています。</p>

	<p>【自己評価】</p> <p>①スチュワードシップ活動は、コンプライアンス委員会で定期的に報告・協議する態勢により実効性あるスチュワードシップ活動を推進しています。</p> <p>②ESG/SDGs に関する取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ESG に関するエンゲージメントは 101 件実施しました。 ・当社は、企業が気候変動のリスク・機会を認識し経営戦略に織り込むことは ESG/SDGs の観点から重要と考えており、責任ある機関投資家として今後このような取組みを積極的にサポートしてまいります。 ・金融庁は 2021 年 6 月に公表した『サステナブルファイナンス有識者会議 第一次 報告書』では、事業会社を対象に「サステナビリティを巡る課題のうち、まず喫緊の課題である気候変動に関する非財務データを TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）に沿って開示を進めるべき」と提言しています。また、改訂コードレートガバナンスコードでも、「上場会社は国際的に確立された開示の枠組みである TCFD またはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである」としています。 上記報告書の提言に基づき、2022 年に資産運用会社である当社も気候に関するデータを開示することが必要と判断し、GHG（温室効果ガス）排出量の分析ツールを導入しました。 <p>③協働エンゲージメントに関する取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2023 年 8 月には、TCFD による提言内容を組織として支持することを表明し、TCFD 賛同の登録および TCFD コンソーシアム(TCFD に関する企業の効果的な情報開示や適切な取り組みについて議論を行う目的で設立された協議団体)に加盟しました。
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・3月と11月に東証イベントにおいて、IR担当者との対話会に当社ESGアナリストが登壇し意見を交換しました。 <p>④スチュワードシップ活動の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社におけるスチュワードシップ活動の取り組みについてまとめた「スチュワードシップ・レポート」を2023年より毎年発行し、当社Webサイトに掲載しています。2025年版につきましても発行を準備中です。 ・『SDGsで注目される企業のご紹介』を中心にいちよしSDGs通信を定期的（原則隔月）に発行し、当社Webサイトに掲載しています。 ・個人のお客様向けの投資環境の情報提供資料「IAMマーケット・アウトロック」を定期的（月1回）に発行し当社Webサイトへ掲載しています。 ・当社ファンドマネジャーが、世界経済の動きや景気動向等に関する記事を、当社Webサイトに定期的（週1回）に掲載しています（記事名：「FM今週のポイント」）。当記事を個人のお客様にご理解いただけるように、用語説明を加えた要約版（記事名：「マーケット・インサイト」）を定期的（原則週1回）に作成し、当社Webサイトへ掲載しています。 ・9月　昨年に引き続きSDGsディスクロージャー・レポートを作成し、当社が運用する「いちよしSDGs中小型株ファンド」について、商品性や運用プロセス、ESG/SDGs評価方法等に関する考え方を、お客様に分かり易く紹介する冊子を作成し、ホームページにも掲載しました。 ・昨年に引き続き、国際基督教大学（ICU）とのコラボレーションにより、ソーシャルビジネスに関する講義を1回実施しました（4月25日第6回開催）。当講義は当社の主な投資対象である中小型企業のESG・SDGsへの取組みについて、次世代を担う学生への理解促進を目的としています。毎回ソーシャルビジネスを展開する企業様よりその取組みについて講義を行っていただいています。
--	--

	<p>⑤経営陣及び社員は、スチュワードシップ活動がより適切なものとするための組織構築、人材育成を推進するため、質的向上を図っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none">・6月　社外取締役との座談会の実施 人材育成の観点より、社外取締役の「人材育成・キャリア形成」「リーダーシップ／モチベーション」についての講義及びグループディスカッションを実施しました。・10月　内部監査部の設置 ガバナンス・内部統制強化を図る目的で、新たに内部監査部を設置しました。
--	--

※当社は機関投資家向けサービス提供者ではありませんので、日本版スチュワードシップ・コードの原則8は該当しません。

以上